

猪名川・藻川 河川保全利用委員会通信



令和5年

2

月

猪名川・藻川での 「川らしい利用」へ向けた 取り組み

— 川らしい利用を具体的にする — ための行政のとりくみについて

猪名川・藻川河川保全利用委員会とは…

猪名川・藻川の河川敷は公園やグラウンドの整備を進めることで市民に憩いの場を提供してきました。一方、人工的に整備された施設は、本来の川のあるべき姿を失わせる原因にもなっており、利用のあり方について見直しが求められています。これから河川の利用においては、周辺の環境・地域性に配慮し、「川でなければできない利用・川に活かされた利用」という観点から、本来河川敷以外で利用する施設については縮小していくことを基本としていますが、グラウンドなどの施設は数多くの人々に利用されており、今後のあり方について深く議論していく必要があります。

委員会は学識経験者等で構成され、猪名川・藻川のうち、猪名川河川事務所の管理区間を対象としており、猪名川・藻川における公園やグラウンドの望ましい利用のあり方について検討し、河川内の公園占用について、河川管理者が許可するにあたって意見を述べます。



現地視察を行いました

令和4年度第2回委員会では1月26日に今回審議対象となる4箇所の中間報告案件について現地視察を行い、各占用施設の位置、施設規模、利用形態、周辺の自然環境、環境保全への配慮等について現地の状況を確認いたしました。



…今回対象



東久代公園（川西市）



第2回 猪名川・藻川 河川保全利用委員会を開催しました



開催概要

日 時 令和5年1月26日（木）15：10～17：00

場 所 猪名川河川事務所 水防指令室（Web開催）

出席者 委員4名、関係行政機関5機関、河川管理者4名、一般傍聴者0名

議事内容 報告事項

- (1) 令和4年度第1回猪名川・藻川
河川保全利用委員会報告
- (2) 委員による現地視察報告



審議事項

- (1) 個別占用案件の中間報告
- (2) 東久代公園不法占用
撤去跡整備

委員会での意見

中間報告4件及び東久代公園不法占用物件撤去跡整備について審議を行いました。

【個別占用案件の中間報告】

■下加茂公園（川西市） 堤内地

- ・全体的な管理状況は良好である。
- ・外来植物やつる植物の除去などの植生管理を引き続き適切に実施されたい。
- ・JR側フェンス付近の植生管理については、引き続きJRとの協議を進められたい。

■東久代公園（川西市） 堤外地

- ・植生管理は外来種対応だけでなく生物多様性保全や景観的にもよい対応をされている。
- ・堤防法面のチガヤや占用地川側のオギ群落の維持は、今後もモデルとして適切に管理していただきたい。
- ・環境学習会は継続的に実施していただき、啓発看板の設置も進めていただきたい。
- ・河川管理者と占用者が協力して刈り草の処理を適切にされたい。



新型コロナ対応のため、
関係行政機関についてはWeb参加

■猪名川第1・第2運動公園（伊丹市） 堤外地

- ・猪名川と占用区域の間の植生繁茂をうまく管理することができないか。
- ・東久代公園（川西市）の状況も参考に占用区域外のクズの除去やチガヤの管理をされてはどうか。
- ・河川管理者と占用者が協力して刈り草の処理を適切にされたい。

■緑地広場（尼崎市） 堤内地

- ・全体的な管理状況は良好である。
- ・生け垣がフェンスになったことは利用状況としては致し方ない。

【東久代公園不法占用撤去跡整備】

- ・堤内の撤去跡地を駐車場とするという考え方には理解できるが、既に広い面積をスポーツ施設・駐車場として利用されており、例えば、その一部あるいは堤外地との振替えで、川らしい利用（環境学習等）に資する場を作るなどしてはどうか。
- ・駐車場の管理方針を提示していただきたい。

【発 行】 猪名川・藻川河川保全利用委員会 事務局

【事務局】国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所 占用調整課

〒563-0027 池田市上池田2-2-39

TEL : 072-751-1111 FAX : 072-753-5921 URL <https://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/>

